

第2回 安城市自治基本条例検証会議

日 時:平成26年7月30日(水)9:30~12:00

場 所:文化センター 2階 第24会議室

出席者:【市民 13名】

新、岡田、神谷、桐生、小森、酒井、佐地、鈴木、鳥居、早川、林、森、
山本(藤谷氏の代理)(敬称略)

【事務局 7名】

神谷課長、仲道、原田、石原、沓名(企画政策課)、中屋敷(行政課)

【ファシリテーター(進行役) 2名】

加藤、榊原(まち楽房)

欠席者:【市民 1名】

荻野(敬称略)

資 料:おしながき、名簿、自治基本条例施行後の主な取り組み

記 録:榊原

【議事録】(敬称略)

1. 開会のあいさつ~自己紹介

事務局:ただいまより第2回自治基本条例検証会議を開催します。本日は傍聴者が2名いらっしゃいます。発言はできませんのでご了承願います。ここからの進行をファシリテーターの加藤さんにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

進行役:まずは、今日初めていらっしゃった方がいるので、自己紹介をお願いできればと思います。

委員:今日は代理で参加させていただきます。幸田町に住んでいます。専門的なことはわかりませんが、幸田町でさまざまな委員をやっていたので、少しでも参考になることがお話しできたらと思っています。よろしくお願いします。

委員:名簿や議事録を見させていただいて、ここに来るのが場違いかなと感じております。自治基本条例も、今回の公募案内をいただいて初めて知りました。皆さん、市の事業に参画されている、精通された方ばかりで、私みたいな素人が来る場じゃないかなと思いますが、せっかくですのでしっかり勉強させていただきます。よろしくお願いします。

委員:日本将棋連盟の安城支部の支部長をさせていただいています。よろしくお願いします。

2. 前回のふりかえり

進行:1回目の議事録とかかわらばんが郵送されていると思います。欠席された方もいらっしゃるのですが、前回どんなことをしたかを、かわらばんを使って簡単にふりかえりたいと思います。

(かわらばんを読み上げながら、前回のふりかえり)

市のウェブサイトには、このかわらばんと議事録を掲載することになっていますが、議事録は、発言者である皆さんのお名前を抜き「委員」として載せたいと思います。レコーダーで録音して記

録を起こしていますが、もし、ご自分が発言したのと違うなということがありましたら、こちらで修正しますので事務局におっしゃってください。議事録は、毎回お送りしますので、チェックしていただければと思います。また、議論が後戻りすることがないようにという話も出ていましたので、代理の方に出席を依頼する場合は、議事録を読んで、気持ちや温度を合わせて臨んでいただけるようお願いします。

委員：かわらばんは毎回いただけますか？誰が見ることができますか？

事務局：かわらばんは毎回つくります。皆さんにお送りするのと、ウェブサイトに掲載します。

進行：文字ばかりの議事録だと一般の方は読む気にならないでしょうし、写真があった方が、会議の雰囲気も伝わりやすいだろうということで、私たちからの提案でかわらばんをつくらせていただくことにしました。もし写真がNGだとかいったことがあれば、遠慮なくお知らせください。

3. 庁内調査結果の紹介とeモニターアンケート結果について

＜eモニターアンケート結果について＞

事務局：前回配付したeモニターアンケートの結果について、修正と補足があります。eモニターアンケートは登録制で、市内在住在勤の18歳以上の方に、携帯やパソコンなどインターネットを通じて市から配信するアンケートに答えていただくものです。今回アンケートを行った時点で、1334人が登録されていました。

修正箇所ですが、まず、問4の設問で「町内会活動や市民活動（ボランティア・NPO等）」の後に「など市民」が抜けていました。

問6は、「安城市内に住む者以外の人を含むことについて、どう思いますか」の前に、アンケートでは「安城市自治基本条例では様々な課題の解決を進めるため、幅広い人々が力を合わせていくことを目的として、『市民』を『市内に住む者、市内で働く者または学ぶ者、及び市内で事業または活動を行う者』と定義しています。」という一文が入っています。また、グラフの黄緑色の説明が抜けてしまっています。黄緑色は「わからない」人の人数です。

問8は、「この考え方についてどう思いますか」の前に、アンケートでは「安城市市民参加条例は、市の施策の企画、立案、実施及び評価に至る過程で、市民が責任を持って主体的に意見を述べ、行動し、協力することで市民が主役の自治の実現を目指して制定されました」という市民参加条例制定の意図を示す一文が入れてあり、回答者にはそれを読んで答えていただいています。

＜庁内調査結果の紹介＞

事務局：次に、今回の検証にあたって、前回お話しさせていただいたように、市役所内でも調査を行いましたので、その結果をご報告します。

調査の内容は3つあります。1つ目は、「各課・施設で条文の内容に沿った、または条文を意識した取組みにどんなものがあるか？」。2つ目は、「自治基本条例施行後、市民の定義を市内住民から拡大したものがあるか？」です。これは自治基本条例をつくったときにも、整合性調査を行い、他の条例等に影響がないことを確認していますが、その後の条例・要綱等の制定改廃について調査しました。3つ目は、「この条例ができたことにより、各課・施設で業務において、ど

んな影響があったか？（良かったことや困ったこと）」です。

1つ目の、条例施行後の主な取組状況は、お手元の資料の通りです。条例ができたことで具体的に動き出したのが明確なのは、市民参加条例、市民協働推進条例ができたこと、市民活動補助金と、それに伴う基金が設立されたことが大きいところです。

他に、「知る権利」では、ツイッター、フェイスブックを開設しました。これは、災害時のことも視野に入れ、迅速に情報を伝える手段として運用を始めました。

また、「市民参加の権利」では、前回配付したeモニター制度があります。これは平成24年度に開始しましたが、登録者数は初年度が619名だったのに対し、今は1334名。随時募集中で登録者が増えています。

その他には、先日7月19日に実施した「公開行政レビュー」とその前身の「事業仕分け」があります。これは、市の事業の必要性について公開の場で議論するもので、付属機関の委員だけでなく、一般の方からも意見をいただきました。

今日は細かいところまでお話しできませんが、この中で詳細を知りたいというものが、もしありましたら、また調べて回答したいと思いますのでお知らせください。

この数年の結果として主なものはこの表の通りで、成果があまりないようにも見えるのですが、自治基本条例は、具体的に「これをやります」と定めたものではなく、理念条例として市の姿勢を示したもの。市は、この条例ができる前から市民参加や協働を意識してはいましたが、それを明文化して象徴として掲げることで、意識を高めていく、少しずつ浸透していくタイプのものだと思っています。認知度はまだまだで、職員の中でも浸透しきっていないのが実感としてありますので、そういった面が課題だと思います。

2つ目の調査、「市民」の定義を拡大したものがあのかについては既存の制度や条例で範囲を拡大したものはありませんでした。自治基本条例の制定後にできた市民参加条例、協働推進条例、多文化共生プラン、暴力団排除条例などで、市民の定義として広げられる部分について、広げているものもありました。

3つ目の、各課の業務への影響があったか？については、職員の主観を調査したものなのですが、手ごたえとしては、「業務において参加と協働を強く意識するようになり、従来行っていたイベントを市民参加型にしたりボランティアを活用して協働で行ったりするように改善、検討している」という声がありました。また一方で、他の条例をつくる時に、「市民」の定義について、自治基本条例との整合を図るために苦労したとか、市外住民に対してどう情報提供や共有を図っていくのか課題が残っているという声も挙げられました。

最後に、この会議が附属機関ではないということで、皆さんから、議論してその結果をどうするのかという声をいただいておりますが、市としては、ここで出た議論を最大限尊重して進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

進行:ありがとうございました。では、質問があれば確認をしてから次に行きたいと思うんですが。

委員:私は今年の6月に初めてこの条例のことを知ったのですが、先週、まちを歩く人に「自治基本条例を知っていますか？」と聞いてみました。50人以上100人くらい聞いたかもしれない。そうしたら、知っている人は、あんき会の人1人だけでした。市民市民と言いながら、みんなが知らないものが次から次へとできている。

進行: eモニターの結果を見ても、ほとんどの人が「知らない」という結果でしたね。

委員: 自治基本条例は、皆さんに知られた方がいいんですか？僕はこの条例は、少数の人が勝手にやれるための条例だと思っている。知られない方がやりやすい。少数の人が権力を使って尊重されて、やりたいことをやる。そういう人達にとっては、知られなくても問題ないんじゃないかと思うんですが、何のために知られたいかをお聞きしたい。

進行: 誰に聞きたいですか？

委員: 例えば。あんき会。つくった人にお聞きしたい。

進行: あんき会の方は、今日はまだ来られていないので。あとでグループに分かれて話をする時に、直接お話をされるといいと思います。宿題シートでも、認知度が低いのが課題だね、という声はたくさんあったので。知られない方が安城市のためにいいということですね？

委員: 条例自体がよくないと思っているから。知られたいならどの程度知られたいのか？

進行: 他の自治体でも、こういった条例の認知度は比較的低いと思います。争点があったり、話題になれば高くなるけど、大抵はそんなに認知度が高いものではないですね。他にありますか？

委員: 庁内調査の3つのうち、1つは書面で出ていますが、あとの2つは口頭で言われたので流れていってしまう。また書面でいただけるといい。

進行: そうですね。今回も議事録をつくるので書面になります。それでよろしいですか？

委員: はい。

4. プレレクチャー

進行: 前回の話し合いの様子、それから書いていただいた宿題シートを拝見し、皆さんで話していただく前に、最低限のことは共有しておいた方が話しやすいだろうと思ったので、私から少しお話しをしたいと思います。さっき、「ここにいるのは場違いかも」と言われましたが、そんなことないです。普通の市民がここに住んでどう感じているかがすごく大事だと思う。市役所でも専門家でもない人の方がよくわかることだってたくさんあります。でも、少し背景を知っていると、自分の実感に照らしたことがもっと話しやすくなると思うので、ちょっとだけお話ししたいと思います。

「自治」とはどういうものかというところから話をしたいと思います。「自治」がつく言葉にどんなものがありますか？

委員: わからない。難しそう。

進行: 「自治会」とか、「自治体」とか、いろいろあると思うんですが(笑)。それだけ、「自治」を遠い存在に思っているんですね。「自治」は「自ら治める」と書く。地方自治とか自治基本条例とかあるから、小難しい概念のように思われるかもしれませんが、自治は、役場ができるよりずっと前からあったものなんです。みんなが集まって住む時に、一人ひとり、個々の家だけでは賄えないこと、例えば、田んぼの水を引くとか、お葬式のときに、お互いが助け合うのは当たり前でしたよね。必要だったからやっていた。いいことだから、正しいことだからやっていたのではなく、やらないと暮らしていけないからやっていた。住んでいるコミュニティにとって「メリット(利益)」があるから、人が集まる場所では連綿と続いてきた。有史以来、どこでも自然発生的に生まれてきたものと言われています。

ところが、そういうふうやってきたことがだんだん難しくなってきた。理由のひとつは、住んで

いる場所と職場が離れていったということ。例えば、今度みんなで道普請をするから出てね、と言っても、出れませんということになる。みんながやることに適合しない人が出てくる。そういう時に、ペナルティとしてお金を払った地域もあったそうです。また、道をつくるのに草を刈ったり竹を切るだけでよかった時代はよかったんですが、車の道とか防波堤やダムをつくるといったように作業が高度化してくると、自分達だけで全部やるのは無理だという時代がやってきた。自分達でできないので、ペナルティで集めたお金や地域が持っている財産で、誰かにお願いして代わりにやってもらおうということのできたのが、行政機能なんです。先に制度や役場があったのではなく、自然発生的に生まれてきた。昔は、行政機能と住んでいる人の距離が近かった。官とか公とか言うけれど、自治も行政機能も、もともと自分達の身近にあったものなんです。

こうして地域・地域での自治が連綿と続いていっていましたが、明治政府が近代国家として地方を統治するために、ヒエラルキー……全体に方針を伝える術を持たなければならなくなりました。中央集権国家として、もともと地域ごとにあった行政機能を、国があつて県があつて市があるという行政機構のなかに位置づけていったんです。そこで、行政機能に「役場」とか「役所」という名前が付いた。行政機能が、オフィシャルに公を担う、国から認められた機関になっていった。その時から、国があつて、県があつて、市があるという「縦(タテ)」の時代が続きます。

その流れが変わったのは、わりと最近です。財政が豊かだった頃、税収が増えている時は、たくさんのニーズに応えられた。いろんなことがやれたのが、景気も悪くなり、税収が減ってきて、立ち行かなくなってきた。行政が全ての公的サービスを賄うことが難しくなってきたんです。

もう1つは、1995年の阪神淡路大震災の時。自分達で何かできることはないかと、多くの人が神戸に行って手伝いました。それから98年に、NPO法ができた。公の部分を担当しよう！という市民活動団体やNPOに法人格を与えて、いわばお墨付きを与えて「パートナー」として認めた。これは国の大きな方針の転換なんです。だんだん公的なことに市民団体や企業が関わるようになってきた。指定管理者制度だったり、介護サービスにNPOが参入したり。ご存じのとおりです。

そして、2000年の地方分権一括法、地方分権改革。それまでのような縦の関係ではなく、「国と地方は対等だ」という宣言をしたんです。それまでは上から機関委任事務のようなものが降りてきていたのが廃止されて、国と地方は「横(ヨコ)」の関係になった。

こうして、行政だけでは賄えなくなって、多様な担い手が、公的な部分を担うようになってきたことと、国と地方が対等になって、地方のことは地方が決めるという時代になったということが、背景となって、自治基本条例が生まれてきた、とされています。

ただ、それは多分に、行政の側、特に首長さんが、「うちのまちはこっちに行く」というフラッグ、御旗として掲げられた場合が多いのでしょうね。発意は市長さんだったり、市民だったり、議会だったり、いろんな場合があるとは思いますが、「うちのまちはこっちに進むんだ」と宣言しようとしたのが自治基本条例であり、少し大げさに「自治体の憲法」とか「最高規範」とか言われたりしているのはそういうバックボーンがあるからなんです。いま、全国でそれが本当に良かったのかを問う声が上がってきているのも事実です。

この条例を「あんき会の人がつくった」と言われましたが、あんき会の人、職員さんと一緒に公募の市民メンバーとして案を練ったのは事実ですが、最終的に議決したのは議会。安城市という体制の中で議決を経てつくっており、一部の団体がつくった訳ではないんです。メンバーの

構成ややり方がどうだったかはまた置いておくとして、市の意思決定機関は今でも議会です。

公的なサービスに市民が自ら関わろうという時代になってきたのは、まぎれもない事実です。自治基本条例を掲げようが掲げまいが、今や総合計画に参画や協働と書いてない自治体は、おそらくないでしょう。そうでないと回っていかない時代になってきたからです。2008年に人口がピークになって以来、今どんどん落ちていて、2100年には5000万を切ると言われています。人口が減るのがいいか悪いかは別にして、今まで通りの行政サービスを行政だけで回すのは不可能な時代になってきたんです。

では、なんで条例にする必要があるのか？理念条例ならば、市民憲章程度でいいじゃないのかという考えもあります。条例にするのは、法律として担保されるということです。例えば、錦の御旗で市民参加を掲げた市長さんが選挙で落選して、次の市長さんが「市民参加なんて、面倒くさいことはやめよう。役所だけでやればいい」と言ったとしても、条例があることで、ある一定の市民参加や協働は守ることができるかもしれない。ただ条例があるから、必ず守られるものでもないければ、条例がなければ進まないものでもないけれど、使い方次第でそういう効果がある。

一方で、条例にすることによる弊害は、わかりにくいものになるということ。法令というものの性格上、わかりやすさには限界がある。他の法令に比べて、自治基本条例は「ですます調」で書いてあって、まだわかりやすい方ですが、法令文にはいろんな制約があって、たとえば市の中では例規審査もあって、ルールに則ってつくった結果、どうしても法文はわかりにくくなります。条例本文では限界があるからパンフレットのようなものをつくって、できるだけわかりやすく説明しようと、あんき会さんや市が頑張られたのでしょうか。

自治基本条例自体は理念条例なので、高らかに方向性をうたっているだけですが、具体的なことは、その下にぶら下がっている委任条例などが決めています。何をぶら下げるかは市町によって違って、住民投票条例をつくったところもあれば、市民参加条例、協働条例ができているところもある。理念条例の下で、ぶら下がっているものが具体的な仕組みを担保します。

このように、条例にしてよかったことと悪かったことがあるんです。皆さんが、今ここに集まっているのも、「5年以内に市民参加で検証する」と条例に書いてあるからであって、もし書いていなくて、安城市が「面倒くさいから、市民の意見は聞かずにそのまま通しちゃえ」と思えば、皆さんは意見を述べることさえできないんです。

条例に書いてあることの重みとか意味は、分かって使わないと効果がないし、条例に書いてあるから伝家の宝刀になり得るわけでもありません。よく、条例をわかりやすくとか、言葉の意味がわからないとか、役所は説明責任を果たせとか言われますが、役所の責任だけでなく、市民にも理解する責任、つまり理解責任があると思います。

委員：すみません。自治という言葉が、私の考える意味と全く違うんです。自治の「自」は、「みずから」と「おのずから」がある。「みずから」は、自分自身の道徳、日本人の道徳とかから出てきて自分を治めるということ。「おのずから」は、他者との関係性の中で治まっていくこと。治まっていく時に約束事が必要で、日本でも昔から、奈良時代とか聖徳太子が「和を以て貴しとなす」という時代から自治があったと思う。

進行：僕もそういう話をしたと思いますが。自治は昔からあったものです、と。

委員：中央集権は奈良時代からあったと思う。江戸時代でも藩の中では中央集権だったのでは。

進行: そうですが、藩というのは国家(日本全体)という枠組みでなかったですよ。「近代国家」という国家の体裁をなすという意味での中央集権という使い方をしたのです。とくに「近代国家から」と言ったのは、近代国家を形成する中で、行政機能を役所とか役場という形で位置づけたのが、この時期ということです。僕が言いたかったのは、自治はもともとあって、必要だからやっていた。いいことだからやっていたわけじゃない。だから、今流の自治を改めて考える時「いいことだから町内会入ってよ」とか「正しいのに、なんでやらないんだ」というのは通じない。さっき言われたように、散歩で会った人にこの会に来いと言っても、まず来てくれないですよ。そういう時代の中、前回の委員の発言でもありましたが、働いている人でもこういう場に来られるような社会にならないとなかなか変わっていかないかも知れませんね。条例の認知度が低いことを嘆いているけれど、今の安城は市民もその程度の認識だということからスタートしないと。役所も認知度を上げるための努力をする必要はありますが、それは役所だけがやることではないと思います。

話が長くなってしまいました。他に聞きたいことがなければ次に行きたいと思いますが。

委員: 6月議会で、オフィシャルなものなんですが、自治基本条例の質問をしているんで、これを参考にしてもらえれば(資料配布)。これは市の考え方。これを見ると余計混乱するよ。

進行: 混乱するのなら、いい資料じゃないね～(笑)

委員: 市の解釈なので。逐条解説に書いてあることが、実は違いますということが、いくつもある。わかりやすいのはいいかもしれないけど…。あと、私のわかりやすい資料があるので、後でこれも見てもらえるといい。

進行: この2種類の資料は委員の参考資料で、事務局からの資料ではない、ということ。

5. グループワーク

進行: では、皆さんに宿題でいろいろ考えてきていただいているので、今から3グループに分かれて、自治基本条例の手ごたえ、問題点や課題、今後この会で、どんな論点について話していったらいいかについて話し合ってくださいと思います。グループ分けの方法はいろいろありますが、ABCの合言葉方式でランダムに分けたいと思います。(→グループ分け→班内で宿題シート①メンバー提出分の配布)

まずは班の中で、宿題シートを見ながら、自分がどんなことを考えてきたかを紹介してください。書いてあるだけではわからない意図や背景なども確認しながら。20分で班のメンバー全員の宿題シートを共有してください。4～5人なので、1人5分くらい話せるとします。

前回は話しましたが、おしながきの一番下に「話し合いのルール」が書かれています。1つめは、人の話をしっかり聴こうということ。2つめは簡潔に話そう、あまり長々と話すと、1人の話だけで終わっちゃうので。3つめは、「違う」とか「〇〇しろ!」という言い方はやめようということ。前回会議の後、「私、違うと思ったんですけど、反対意見を言ったらいけなかったんですか?」という問い合わせがあったそうです。そんなことないです。言い方を気を付けて、「こうじゃないですか?」と、提案型で話しましょうということ。頭ごなしに「あんたの言うことは違う」と否定すると、大人とはいえ対話の積み重ねができなくなる。相手のことを慮って話そうということです。

それから、職員が各班に座りますが、今回はあくまで市民が中心に話し合いをする場なので、記録の補助係だと思ってください。だから、職員に向かって「何でやらないんだ!」とか「これは

どうなっているんだ？」とかいったことはダメですよ。自分達で話し合うことを原則に。話し合いの進行も記録も自分達で決めて進める、ということにしようと思います。では、お願いします。（→グループごとに宿題シートの共有）

進行：20分経ちましたね。では、次回以降3回に渡って、皆さんで話し合いたい論点について考えてください。アイデアを出し合っていただきたいんですが、付箋紙を使って記録したり整理したりすると、話がしやすいと思うので、よければ使ってください。今回は皆さんの意見をできるだけたくさん出し合う、「発散」の会なので、結論として「収束」する必要はありません。（→グループごとに、次回からの3回で最も話し合いたい論点・テーマについて話し合い）

進行：じゅうぶん話はできましたか？一人だけが話し過ぎたりしていなかったでしょうか？では、よその班がどんな話をしていたかを共有するために、1グループ3分ずつで発表をしていただきたいと思います。発表者を決めて、全員前に来ていただいて発表をしてください。他の班からは、発表の意図や真意が分からないことがあったら、発表後に質問してみてください。

6. 発表共有～ふりかえり

C グループ：いろいろ意見が出ましたが、まずは市民の定義がよくわからないので、これについて知ろうということでした。併せて、協働の意味もわからないので明らかにしたいということもありました。条例の中では最高規範として位置づけられているのに、市民が知らないのはおかしいとか、市民憲章との関連について、尊重とはどう位置付けになっているのかということ、「市民が主体的」にとはどういうことかということ、市民の定義について、施行している市町村の状況について参考になることがあるのかないのかということ、条例で出てくる言葉がはっきりしないので、明確にしていこうということ、市民に条例について知らせる努力をしていかないといけないということ、市民の権利の意味について掘り下げたいということ、自治基本条例が本当に市民に必要なか考えてみたいということなどがありました。

B グループ：意見は4つのジャンルに分かれています。まずは、知らせることが良しということで、どんな工夫をしたらみんなに分かってもらえるかということで、Q&A 方式、わかりやすい言葉で、子どもにもわかるようなイラストを入れるとか、皆さんにもよくわかるような具体的な例をつくってということでした。

広報について。なにしろ市は広報するのが遅い！例えば周年事業などの場合は、来年のことでもわかってるんですが発表されてませんよね。

議員さんのことについて。議員さんの働きは当たり前のことから、この条例に入れなくてもいいんじゃないかということもありましたが、議員さんと市民がもっと協働できるようにしようというような表現がない。勉強する必要があるとかは書いてあるけれど、市民と議会が協働することを書いていいんじゃないかということです。

我がグループの一番の問題はここ。芸術文化です！「豊かな文化を受ける権利」の条項を入れるべきです。子ども条例も必要かもしれませんが。文化が都市をつくると言われていますが、まず、文化を交流させるような文化ホールがない。「箱もの行政」と悪口を言われますが、悪口を言われる箱ものさえも安城にはありません。

A グループ:まず、条例が必要かどうかということで、これは何かあった時のよりどころになるので意義があるという意見に対して、有権者でない人に権利を認めることは違法であり、認めるべきではないという対立した意見でした。弱者について、もう少しいろいろな視点が入った方がいいんじゃないかということで、多文化共生、子ども、障害者、高齢者、女性の視点をもう少し入れたらどうかという意見がありました。それから、なにが公共性なのか、正当性がないので、市民の意見で本当に物事を決めていいのか、を話し合いたいという意見がありました。

周知に関しては、中学生にもわかるようにとか、学校で勉強する機会をつくったらどうかという話もありました。あと、尊重するとはどういうことかとか、議会を条文に含めることはどうなのかということ、議会がもっと勉強したり、質が高まっていくといいという意見もありました。逐条解説については、条例よりは簡単に変えられるので、条文の解説になっているのか、正しく解説されているのかも見直したらどうかという意見もありました。

A グループ:弱者ということで言うと、実はここに来られない人も弱者。ここに来ている人は強者。条例自体が弱者をつくっているんです。市政に参加できないわけですから。参加できない人は意見を言えない訳なので。

<ふりかえり>

進行:ありがとうございました。3グループから出た意見を見比べてみて、どのグループからも出たのは条例の周知について。B グループからは、条例ができてこうなったという具体的な例とか、こういうプラス面があるとか、Q&A を使ってとか、周知の具体的な方法についてのアイデアがありました。子どもがわかりやすいものという意見も出ています。A グループも、中学生でもわかるようにという意見があった一方で、どの程度の周知が必要なのかという意見も出ています。C も、市民に伝える努力を具体的に、など似たような意見が出ています。

条例の言葉の意味については、どのグループでも、市民の定義がどこまでなのか、有権者なのか居住者なのか、外国人や子どもも含めて広い範囲なのか？といった話が出ていて、そこに引っかかっている人と、これでいいんだという人がいたのかなと思います。最高規範についての意見も2グループで出ていて、そもそも法律上、条例に上下があるのかとか、最高規範と書いてあることによる弊害とメリットについて話されていました。

議会については、市の最高意思決定機関は議会ということや、今の議員さんに対する辛辣な意見もちらちら聞こえてきて、議会が機能するようにするのが先、というような話も出ていました。自治基本条例に議会のことを盛り込む必要がないという意見も多々ありましたし、一方で市民と議会が協働するようなことを考えていかないと、平行線のままなのではという声もありました。

それから、協働の意味、市民の権利、市民憲章との関連、尊重するという言葉の意味とか、第二条に主語がないとか、文言を明らかにしたいという意見もたくさんあって、この検証会議の中で明らかにしていく努力をみんなでできればいいなと思います。

今回のまとめをまたお返しします。次回、参考になると思う資料があったら皆さんで持ち寄ると、さらにより良い話ができるかなと思います。

7. 今後の開催日程～閉会のあいさつ

進行:では、最後に次回の日程調整をして終わりたいと思います。

事務局:皆さんに出していただいた日程調査表を見ていただくとわかるように、全員が出席可能な日が一日もありませんでした。事務局と進行の都合も考えて、できるだけたくさんの方が出席でき、欠席者が偏らないようにということを考慮して、候補日案を2通りつくらせていただきました。(→日程調整後)

③10月15日(9:30～12:00)

④10月30日(13:00～15:30)

⑤11月 5日(9:30～12:00)

事務局:会場を決めたら、またご連絡させていただきます。

事務局:皆さん、本日は忌憚のない意見をお話しいただいて、非常に貴重な時間だったと思います。10月から11月にかけて、立て続けに3回となりますが、是非、実りあるものになればいいなと思います。皆さんにも力を貸していただきたいと思います。ありがとうございました。

以 上